

(3) 漏給防止・濫給防止対策の促進等 ③

カ 現業員等による生活保護費の詐取等の防止

- ◎ 会計検査院の平成19年度決算検査報告において、43福祉事務所で職員による詐取等が発覚している状況が指摘され、是正改善の処置を求められた。
 - ➡ 各自治体においては、不正防止対策を講じるとともに、発生した場合には厳正な態度で臨む必要。
(対応策) 内部規程の整備、点検項目の明確化、窓口払いの縮減、事務処理体制の整備等
- ◎ システム上の不備により、決裁前に保護費が支給される事例が見受けられたことから、必要に応じ補助金等を活用し、システム改修を図られたい。

キ 代理納付等の適切な活用

- ◎ 平成19年度に、会計検査院より、介護保険料等の未納事例について、代理納付の活用等により防止するよう是正改善を行うべきとの指摘。平成20年度においても取組が不十分との指摘あり。
 - ➡ 各自治体においては、未納状況の改善に向けて取り組まれたい。
- ◎ 民間住宅の家賃滞納者への代理納付制度の活用についても、公営住宅と同様に検討し、住宅扶助の適正運用に努められたい。